

* 第 24 回委員会(9/5) 資料 2 より (淀川部会部分抜粋)

淀川部会とりまとめ(案)

注：下記は、各検討班による検討をとりまとめたものです。

1 . 木津川、川上ダムに関連する事業	1
2 . 桂川に関連する事業	5
3 . 宇治川、瀬田川、天ヶ瀬ダム、大戸川ダムに関連する事業	8
4 . 淀川本川に関連する事業	11
5 . 「3 . 宇治川、瀬田川、天ヶ瀬ダム、大戸川ダムに関連する事業」に関して 委員から出された意見	13

1 . 木津川、川上ダムに関連する事業

5.7.2(3)川上ダム

「中止する可能性も視野にいれた検討がさらに継続されるべきである。」

以下にその検討において考慮されるべきことを、治水、利水、環境のそれぞれについて記す。

治水面

1：現在の治水目標の妥当性の検討（川上ダム以外にも関連すると思われる）

ア：狭窄部上流には「狭窄部の開削を当面の間行わない」という厳しい拘束がはめられており、治水策の検討範囲が限定されている。そのような状況で、とりうる治水策の範囲をさらに限定する「既往最大規模の洪水に対する浸水被害の解消」という目標のみを評価尺度に治水策の検討をすることは望ましくないのではないか。一面的でない尺度での評価・検討にもとづく、上野盆地上流においてもっとも望ましい治水策の立案が望まれる。

イ：もし、一つの目標を設定せざるをえないとしたときにも、「壊滅的な被害（とくに人的被害や重要施設、ライフラインの被害）の回避」という目標がより妥当ではないか。

ウ：「既往最大規模の洪水に対する浸水被害の解消」を達成しようとするために、考慮される代替案の範囲が限られ、コストが高く実現性の低いもののみになっているように思われる。また、整備計画の対象期間（30年間）に、上記目標を達成しようとするため、ダム以外の代替案、とくに長期を要する流域対応を伴う施策が低く評価されざるをえないことが懸念される。

2：代替案のさらなる検討

ア：「川上ダム計画の見直し案説明資料」（15年4月21日配布：以下「見直し資料」と

略記)で検討が加えられていない代替案にも検討が必要なものはないか。なお、淀川部会からは「遊水地の越流部の改良(既往計画のものより高く長くすることにより、流量ピーク時に一気に水が入るようにする)による流量ピーク低下能力の増大」、「名張川への放水路」、「支流における新規遊水地」が追加提案されている。これらについても効果の評価を示されたい。

イ：1を踏まえると、「既往最大洪水に対する浸水被害解消」を可能にしない施策についても、それにかかるコスト(金銭、時間、環境等)と被害軽減の大きさを示す等、検討が必要である。「見直し資料」にあげられた代替案の中にも、より現実的になるような変更(住宅が集まった部分を予定地からはずすことによる新規遊水地規模の縮小、いくつかの施策の組み合わせ等)の上、再検討するべきものがあるのではないか。

ウ：現行技術水準による「堤防強化」は、「既往最大規模の洪水に対する浸水被害の解消」を100%の確率ではもたらしえないとされているが、「壊滅的な被害(とくに人的被害や重要施設、ライフラインの被害)の回避」を重視する目標のもとでは、堤防強化を貯留施設より優先的に行ったうえで、土地利用の変更等の流域対応や遊水地の拡大のような長期を要する施策に取り組むという方策が妥当性をもってくることはないだろうか。

3：県管理区間における施策や被害を考慮した、岩倉峡上流部全体をみすえた治水計画となっているか？

ア：岩倉峡より上流の木津川(服部川や柘植川等の支流も含む)は、上野遊水地周辺と川上ダムサイト以外はすべて三重県の管理区間であり、それらを無視して上野盆地の総合的な治水計画は立てられない。そのため、岩倉峡上流部全体をみすえた治水計画が必要であるが、見直し資料には服部川、柘植川流域の治水策がほとんど検討されていない。そのことに問題はないか。

イ：見直し資料における既往最大洪水のシミュレーションでは、県管理区間の整備状況は現況を仮定し、また県管理区間では越水のみで破堤は起こらないとしている(注)。県管理区間の流下能力があがると、上野盆地地点での流量はシミュレーションに示されたより大きくなり水害の危険性がたかまるが、30年程度の期間では県管理区間の整備が大きく進捗し、下流の水害の危険性を高めることはないという見込みのもとで各方策の評価が行われている。より長期間をみすえたときには前提条件がくずれ、評価は変わるのではないか。

(注：木津川本川の県管理区間で破堤が起こると、既往最大洪水では上野盆地での浸水はおこらないと予想されている)

ウ：川上ダムには上野盆地上流の木津川本川(県管理区間)における洪水被害抑制効果もあり、そのことも川上ダム建設の理由とされている。上野盆地上流の木津川本川の浸水についても、定量的予測を示すとともに、施策の評価にとりいれるべきではないか。

4：治水効果の検討結果を別の表現方法でも示すべきである。

ア：紙数と時間の制約のせいであろう。見直し資料では、既往最大洪水をふくむいくつかの降雨についてのみ、予想被害状況が示されている。いくつかの(既往の)降雨量の時間変動パターンのもとで、浸水被害が起こらない限界の降雨量を示したり、既往最大洪水を超えるものも含むさまざまな降雨量について降雨量と被害の関係を示すことも必要ではないか。後者の評価から、流域対応を伴わずに既往最大洪水の被害を解消する方策の弱点が明らかにならないか。

5：その他（川上ダムにとどまらない一般的問題）

ア：複数の狭窄部上流の治水目標を「既往最大規模の洪水時の被害解消」と共通のものにするのではなく、各狭窄部ごとに地域特性に応じた目標設定が必要ではないか。また、この「既往最大規模の洪水時の被害解消」という目標設定は従来の「1/100洪水に対応する」等と同様の考え方にもとづいているが、それぞれ今回の整備計画で変えることを提言したものではないか。

イ：被害規模や治水効果、必要なダム規模等を算出するための根拠や方法を一般の人にもある程度理解できるように説明し、妥当性を納得させる努力が必要ではないか。

利水面

1：水利権の転用等によって、川上ダムの利水容量を不要にできないか。

2：水需要の精査について（川上ダムにとどまらない一般的問題）

現在河川管理者が考えている「需要の精査」はそれで十分か？たとえば、需要の精査には、需要の価格に対する依存性、すなわち「どれくらいの値段ならどれくらい利用するか」を明らかにすることまで、含まれるべき場合もあるのではないか？現時点でその情報をいかした水需要管理が困難であるとしても、長期的視野で考えた場合には、このようなレベルの精査を現時点で行っておく必要があるのではないか。川上ダムに関連しては、水利権転用による水道水源の確保を視野にこのような精査を行うべき場合はないか。

環境面

1：川上ダム流域の希少性・重要性の客観的評価（木津川流域内での相対評価や木津川流域外もふくめた中での評価）を示すべきである。たとえばオオサンショウウオやオオタカについてはどのように評価されるか。

2：オオサンショウウオの保全努力をダム流域や滝川だけに集中させず、伊賀地域のオオサンショウウオ全体にとってよい方向をめざすほうが望ましくないか。たとえば、川上ダム流域以外の地域の生息場条件を改善する等を施策に含める等が考えられる。その場合、三重県との連携が重要となる。

3：ダムの予定堪水域（とくに川上川流域）には、ダム集水域の中でも（もちろん木津川上流域全体の中でも）比較的高密度にオオサンショウウオが生息しており、良好な生息環境が残されていると考えられる。しかし、そこにすむ個体およびダム集水域全体の環境の抜本的な保全対策を現時点で打ち出せる見込みはない。集水域のオオサンショウウオ個体群に対する少なからぬ影響が不可避であるという前提で、ダム建設の検討をすすめるべきである。

川上ダム以外の木津川部分について

既設ダム関連

5.2.1 (2) 4) 魚道

大きなコストがかかるが効果は疑問である。

下流からのくみあげ放流等の代替案の検討を優先すべき。

5.2.4 (3) 水質

水質改善には上流域の面源負荷対策が不可欠であり、それに取り組むことを明記するべきではないか。

2) 3) 選択取水設備

必要性や既往事業の効果、清水バイパス等の代替策等についての十分な検討が必要

5.2.72) 法面の裸地対策

高山ダムについては不要ではないか？

5.3.1 上野遊水地（上野盆地の治水）

ア：遊水地の周囲堤および隣接する本川堤防の補強について、実施もしくは検討を明記する必要があるか。

イ：既往洪水における浸水地域にすむことの危険性を住民に周知し、ソフトウェア対策を充実するとともに、土地利用の誘導も行うべきではないか。

5.2.1(2)2) 魚道

ア：高いダムのない木津川本川について、まずは上野盆地まで、次にはそこから上流の本川および支流の遡上環境を改善することを優先的にすすめることが望ましいのではないか。後者においては、三重県への指導・調整が必要となる。

イ：堰の必要性および魚道の必要性や予測効果等について十分な検討をし、下流から整備することを基本に進めるべきである。また整備後の運用により明らかになった問題点を速やかに改善できる体制が重要である。（木津川以外にも通じる内容）

たとえば、大河原ダム堰は堤高が20メートル以上あり、効果的な魚道整備はたとえ可能であっても大きなコストを伴う可能性がある。また、湛水部に魚食性魚が生息した場合にはせっかく遡上させても上流へ到達しにくい可能性がある。堰そのものの存廃の検討を十分に行うとともに、堰を撤去せずに魚道の整備（改修）を検討する際には、整備効果が期待できることを確認するべきである。また、海や淀川大堰からの天然アユの遡上によりどれだけアユ資源を増大できる可能性があるか（例：現時点の淀川の天然アユ資源量はどれくらいか等）も調べておくべきであろう。

2. 桂川に関連する事業

桂川における主な問題点

桂川に関連事業について

(1) 一般的な問題点について

日吉ダム問題、狭窄部の開削問題（亀岡・保津など）、堤防強化問題（応急的堤防強化及び大下津地区の堤防拡幅事業など）は「桂川全域の整備計画」として検討、実施されるべき問題であり、関連した実態を踏まえた中での意見交換が必要である。例えば狭窄部の開削問題は、下流の堤防強化と密接な関係があり、日吉ダムとの関連についても、また、然りである。しかしながら、直轄（国土交通省）、直轄外（京都府）とも、これらの問題をそれぞれ個別に取り上げ、説明してきたため、住民に理解しにくい形となっている。そこで、国土交通省と京都府は、連携してことに当たり、幅広い地域から住民の意見を集めることで、「桂川の河川整備」の検討、実施を図るべきである。

(2) 日吉ダムについて

第2稿において、保津峡上流の浸水被害対策として、日吉ダムの利水機能の一部を大戸川に振り替え、日吉ダムの治水機能の強化を図るという計画が検討として挙げられているが、この計画は、以下の理由により、非現実的であると断定せざるを得ない。

この振替計画は、大戸川ダム建設を当然の前提としており、計画自体が大戸川ダム建設への有効条件に加えられている感が強い。また、大戸川ダム建設が、流域委員会の提言が示す諸条件をクリアできるとの確証も得られていない。

日吉ダムの治水強化となる日吉ダムの利水機能を大戸川ダムに振り替えることで、三川合流より下流の利水が確保されても、日吉ダムから三川合流までの流量の減少で、桂川流域の河川環境を悪化させる恐れがある。渇水時の時はなおさら問題である。

(3) 狭窄部の開削について

第2稿では、「狭窄部の開削は当面実施しない・・・」とされているが、「当面」の意味としては、開削は下流部の堤防強化の進捗状況を見て、実施の判断とされてきたが、現在、継続・実施中の堤防強化事業は、これまでの実施面と今後の進行面において、再評価や検討が残されており、完成までにはほど遠い状況として判断されたのと、「自然が創り出した狭窄部の開削は避けるべき」との提言もあり、「当面開削できない」との判断に至ったものと思われる。しかしながら、これらについても問題点が生ずる。

「当面開削しない・・・」で日吉ダムの治水強化策に頼るとすれば、前記の大戸川ダム建設問題も含め、日吉ダムの問題点もクリアしなければならないため、日吉ダムの治水強化策に頼ることは非現実的かと思われる。

「狭窄部の開削を当面実施しない・・・」となると、上流の亀岡地区の遊水地の整備も含めた浸水対策が重要な課題となる。桂川は嵐山より下流は国土交通省管轄の堤防強化事業が継続、実施されており、上流部の浸水対策は京都府の管轄ではあるが、これらは密接に関連しており、下流の堤防強化の課題と合わせて検討される必要がある。

(4) 保津地区（亀岡）の河川改修事業について（京都府の事業）

保津峡狭窄部による亀岡（保津橋下流）の浸水対策として、ダムによる洪水調節と河道

整備が計画され、今までに日吉ダム建設とともに、保津上区の築堤や河道掘削が進められてきた。これらについても問題点がある。

この改修計画は、当面計画の規模で昭和 57 年出水に対応するものとして、計画水量を 1500t/s とし、将来的には 100 年に 1 回の出水を想定し、3500t/s の計画水量としており、かなりの開削事業を要する計画かに思われる。この点で、当面開削せずに代替案を優先する流域委員会の要請との関連で、多くの課題が残るであろう。

保津地区の河川改修は嵐山下流の河川改修（直轄区間）と密接に関連するものであるから、現在行われている国土交通省の堤防強化も含めた改修工事の現状とその課題を踏まえた上で、独自計画に陥ることなく、適切な検討がなされるべきである。

（利用）

河川敷利用について

（１）公園・グラウンドとしての利用について

桂川流域においても河川敷利用として広範囲にわたって公園やグラウンドの整備が進められてきた。結論的に言えば、国及び地方行政の河川環境を軽視した都市計画の産物かと思われる。これらは当初の計画時において、「川でなければできない利用」、「川に活かされた利用」の理念が管轄者側にあれば、法整備も含めて現況は変わっていたにちがいない。しかるに、今なお河川敷を公園やグラウンドとして使用したいとの要望があり、京都市では、都市計画の中に、羽束師付近の桂川左岸の河川敷に公園とグラウンド整備の計画を持っている。

今後の河川管理者側の河川利用計画の持ち方又は対応の仕方としては、住民のこのような要望に対しては、堤内地に用地確保の努力をすることと、堤外地でなくても機能可能な施設は堤内地に移行すべきという姿勢で臨む必要がある。

また、既設の施設使用に際しても、河川環境や生態系に悪影響を及ぼすものについては、利用制限の処置をとるべきである。さらに新規の整備は原則として認めるべきではないが、多くの住民の強い要望がある現状を鑑み、河川管理者が提案し、検討する河川利用保全委員会（仮称）なる組織を早急に設立させ、住民との話し合いを中心にして、制限処置をとる必要がある。

なお、河川保全利用委員会（仮称）の名称は、本来「河川保全委員会」であるべきで、またその構成は、学識経験者や自治体関係者ばかりでなく、流域住民（利用者や直接の利害関係者ではなく）をも含める必要がある。

（２）不法耕作、不法占用について

桂川流域においても不法耕作、不法占用は桂大橋と西大橋付近の河川敷に集中している。河川敷での耕作は私有地としての耕作、占用許可を受けての耕作、そして不法耕作がある。不法耕作地には勿論であるが、河川敷内の耕作地には、古い作業小屋風の建物が連立し、景観的にも悪く、農薬使用の問題もあって、河川環境上、良い状況とは言えない。そこで、河川管理者は、利用者と充分に話し合うことで説得し、土地の買収、堤内地内の代替地への移転等の処置を早急に講ずべきである。

また、不法耕作の是正については、河川管理者は、毎年、実施計画を立て、是正の優先順位に従って、実施しているとしているが、継続的な違法行為に対して、河川工事や河川管理上、支障にならなければ処置せずに放置してきた経緯がある。

この判断こそが今までに多数の違法な状況をつくり出してきたものと思われる。そこで、

新規であろうが、継続的な違法行為であろうが、毎年の計画の中で、きちっとした是正処置を講ずるべきである。

今後の河川管理上の方策としては、管理者側の積極的な形での是正処置が講じられた場合、住民との間に多少なりとも摩擦が予測されるため、当問題についても、河川利用保全委員会（仮称）の中で、検討し、住民との話し合いが必要かと思われる。なお、ここでも、河川利用保全委員会の構成メンバーの中に住民代表が含まれることが条件である。

産業的な利用について

----- 漁業の復興と魚道の整備について -----

漁業の復興は、生態系及び水温・水質、河川の連続性などの河川環境が健全な状態にあってはじめて可能となる。

従って、まずは河川環境の保全、再生が必須であり、河川の横断方向及び縦断方向の連続性の回復が必要となる。そこで、淀川水系の上流域まで魚が遡上、降下できるような河川横断施設（ダムを含む井堰、落差工）の魚道の整備が挙げられる。それは、ダムや河川横断施設を再点検し、魚道のない施設には魚道を新設し、不完全な魚道には改修を実施することである。これらの処置は、特別な魚種（例えば、漁業組合の魚業権魚種）の保護、育成のためだけでなく、当該河川固有の在来、魚介類の生息する川づくり、河川環境づくりのためであり、それが、結果的に漁業復興につながる対策かと思われる。

現在の桂川水系は、1号井堰から一の井堰までの八つの井堰は、いずれも魚道設備が不完全であり、構造改善の検討課題にも挙がっているが、直轄管理区間の井堰として、できるところから実施の方向へ進めてほしい。又、その上流の寅天井堰（統合井堰）から日吉ダム下流までの八つの井堰は、灌漑用のものがほとんどであり、どれもが魚道の不備で、魚の遡上、降下を妨げており、改修への調査、検討が必要なものばかりである。これらの井堰の管理は、寅天井堰の京都府をはじめ、八木町、園部町、日吉町であり、河川管理上は直轄外であり、他省庁及び各自治体との連携が必要となるが、淀川全域の河川環境の復元のため、河川管理の直轄と直轄外とが協働しあって、調査、検討することが望まれる。

既設ダム（日吉ダム）の構造改善としての魚道設置やその代替案についても同様のことが指摘されるであろう。

3. 宇治川、瀬田川、天ヶ瀬ダム、大戸川ダムに関連する事業

整備シートに示された対象事業のうち、とくに重要なものとして「琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減」、「大戸川ダム建設事業関連」、「各河川の堤防補強」を取り上げ、それぞれについての意見を示す。

【治水 - 16】「琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減」について

この事業は、琵琶湖沿岸の浸水被害を軽減するには琵琶湖後期放流量の増加が必要であるとして、瀬田川洗堰・鹿跳溪谷・天ヶ瀬ダム・塔の島地区という一連区間の放流・流下能力を $1500\text{m}^3/\text{s}$ にしようとするものである。すなわち、1)洗堰の放流能力を増加するため、鹿跳溪谷の開削あるいはバイパス・トンネルによりこの区間の流下能力を増加させ、洗堰下流の水位を低下させる、2)天ヶ瀬ダムの洪水調節能力を確保するため、放流能力を増加させる、3)宇治川塔の島地区を安全に流下させるため、同地区の流下能力を増加させる、ことが必要であるが、次のような問題があるとの批判が寄せられている。

1)については、「狭窄部は原則として開削しない」という提言に抵触しないか、2)については、余水吐を利用できないか、3)平等院などが存在するこの地域の景観に悪影響をもたらさないか、などである。

淀川部会ではこれらの批判をふまえつつ慎重に検討した結果、洗堰あるいは天ヶ瀬ダムの放流能力を増加すること自体は流量調節機能の増強につながるものであり、考え方は否定しない。狭窄部の流下能力の増加については、下流部の治水安全度を脅かすものでないとはいえ、抵抗感を禁じえない。塔の島地区の景観問題とともに事業実施に際しては社会的合意が条件になると考える。

さらにこの事業の必要性を判断するには次の問題についても明らかにする必要があると考える。

1)事業効果の数量的表示

この事業により琵琶湖の「ピーク水位の低下」と「浸水時間の低減」がもたらされるとされているが、最も重要な浸水被害の軽減量が不明である。琵琶湖総合開発での計画高水位は $\text{BSL} + 1.4\text{m}$ とされているが、この事業が琵琶湖総合開発事業の後始末に位置付けられるのか、新規の事業なのかも明らかにする必要がある。

2)事業の前提

一連区間の流下量とされている $1500\text{m}^3/\text{s}$ については、とくにどのような状況でどれだけの継続時間で洗堰を流下するかが不明である。また、旧計画によると $1500\text{m}^3/\text{s}$ のうち $300\text{m}^3/\text{s}$ は大戸川からの合流量で琵琶湖からの放流量は $1200\text{m}^3/\text{s}$ となっている。大戸川からの合流量は大戸川ダムの放流量であり、大戸川ダムの建設を前提としたものに他ならない。この前提が崩れた場合はどうなるのか。

3)制限水位および放流操作規定の見直し

近年、中・短期の気象予測技術の進展は著しく、河川情報の収集伝達能力の拡大も目覚ましいものがある。これらを活用すれば現施設のより効果的な操作も可能であると考えられる。これを実施するには制限水位および放流操作規定の見直しが前提となるが、これらについての検討が望まれる。

4)代替案の検討

説明資料(第2稿)では、施設面での代替案が示されているのみである。提言に示したように、治水については河川対応と流域対応の併用が不可欠であり、琵琶湖周辺の浸水対策

についても例外ではない。新たに水防活動や土地利用に踏み込んだ流域対応についての検討が必要である。

以上の検討結果により、洗堰から鹿跳溪谷までの河道掘削の継続実施の妥当性は認められるものの、一連区間における他の事業についてはさらなる慎重な検討が必要であると思われる。

【ダム - 7・8・9】「大戸川ダム建設事業関連」について

大戸川ダムは、「琵琶湖の急速な水位低下の抑制」、「日吉ダムの利水容量の振替」、「大戸川の洪水被害の軽減」、「下流部の浸水被害の軽減」を目的とした事業であるが、目的ごとの問題点を示すと、次の通りである。

1) 「琵琶湖の急速な水位低下の抑制」のため、洗堰からの放流を少なくし、それを大戸川ダムから補給しようとしているが、これには次のような根本的問題がある。すなわち、琵琶湖の急速な水位低下は降雨量が少ない時に発生するものであるが、この時は大戸川流域の降雨量も少ないと予想され、補給できない可能性がある。さらに、日吉ダムの利水容量の振替も負担することも目的とされているが、水位低下の抑制のための補給を優先すれば利水容量の振替を負担できない可能性が高まり、逆に、振替を優先すれば補給できない可能性が高まる。このように相反する目的をどのように打開するのか、過去の渇水時を対象にした数値的裏付けを示す必要がある。

淀川部会の対象外であるが、丹生ダムについても同じ問題がある。すなわち、高時川の環境を保全するために丹生ダムから放流すれば、琵琶湖の水位低下が問題となる状況では丹生ダムに水がない恐れがある。また、高時川の環境を保全するための放流量をつねに瀬切れが生じない程度の小流量ですますなら高時川の環境は従前より悪化する恐れがある。

2) 「日吉ダムの利水容量の振替」については、1)に示した問題があるうえに、環境流量の観点からも問題がある。すなわち、三川合流より下流の利水が確保されるとしても、日吉ダムから三川合流までの流量が少なくなり、桂川の環境を悪化させる恐れがある。利水が問題となるのはつねに渇水時である。渇水時の桂川の環境をどのように考えているかの説明が必要である。

3) 「大戸川の洪水被害の軽減」についても有効性に疑問がある。大戸川下流部はかつては洪水氾濫の常襲地帯であり、多くの家屋が山際に移転した過去をもっている。したがって、堤防を補強することによって例えば洪水氾濫が発生しても河川周辺の農地が冠水する程度で、壊滅的な被害は流域対応を併用すれば防げる可能性が高い。さらに大戸川は土砂の供給量が多い。したがって、砂防事業が進み、ダムの排砂技術が進歩したとはいえ、洪水時の堆砂により上流部で新たな洪水災害が発生する可能性もある。

4) 「下流部の浸水被害の軽減」についての有効性も疑問である。既存の天ヶ瀬ダムに洪水調節機能があるうえに、ここ数十年の河床低下により、堤防補強がなされるならば、大戸川ダムに依存しなくても下流部の治水安全度を高めることが可能である。

以上の理由により、大戸川ダムについては、中止することを含めた調査継続が妥当である。

【治水 - 10-28・29・30・31・32・33】「堤防補強」について

これまでの河川堤防は土づくり、異物を入れないことを原則としてきた。土は安価で大量に入手することが容易であり、周辺の地盤になじみやすく、丹念な施工によりかなりの強

度が期待でき、しかも補修が容易であるという利点をもっている。しかし現実はどうかといえ、河床材料の土砂を締固めることなく積上げたものが多く、木津川堤防のように細砂を積上げたものすらある。したがって、浸透や洗掘によって破壊されることが多く、とくに越水した場合は破堤という最悪事態に陥ることがしばしばである。

この問題をどう解決するかは、ダムの堆砂問題とともに、これからの河川整備の最重要課題である。淀川水系流域委員会もこの問題を重視し、いかなる大洪水に対しても破堤による壊滅的な被害を回避するには、すでに実用化されているスーパー堤防(高規格堤防)ばかりでなく、鋼管杭(矢板)やコンクリート壁を堤防中央部に設置したコア補強型ハイブリッド堤防(混成堤防)の実用化を提案した。ハイブリッド堤防はスーパー堤防に比べてはるかに安価で、新たな用地も不要であり、堤防法面を乱さず、越水しても破堤しにくいという利点があり、地下水への影響や強度・耐久性・耐震性など、検討すべき事項も多いが、これからの環境を重視した川づくりの成否はこの実用化にかかっているといても過言ではない。提言では触れていないものの、間伐材を活用した木杭の利用などについても当然検討の対象とするべきである。

環境を重視した新たな川づくりには新たな発想が必要である。自然材料を利用した先人の知恵を活用することも重要であり、タブーに挑戦する勇気も必要である。未知の分野を切り開くには大胆な発想と慎重な配慮が必要である。栄光に満ちた歴史をもちいまわが国を代表する淀川において、「河川管理者」に地域特性に応じた新工法を開発する「情熱」と「英断」を心から期待している。

【治水 - 14】「堤防補強(琵琶湖後期放流影響区間)」について

瀬田川洗堰から鹿跳溪谷までの区間の堤防補強は、琵琶湖の後期放流という通常の洪水に比べて高水位の状態が長時間継続することを考慮して、堤防法面を被覆して浸透破壊に備える在来型の工法を採用するのが妥当であるが、耐震性を考慮するとコアの補強との併用の検討が望まれる。

なお、堤防補強工法については「淀川堤防強化検討委員会」の検討結果を待ちたい。

その他の整備案については今後さらに検討を続ける予定である。

4．淀川本川に関連する事業

「2．現状の課題」に見られる文章表現について

「2.1.1 河川形状」から「2.1.3 水量」の文章表現について、第1稿と大きく異なるところは、「もある」という表現が7箇所見られることである。「分断されている」の表現が「分断されているところもある」に変えられた理由は分からないが、部会側からすれば、いささか無責任な認識がなされていると感じざるを得ない。

「3．河川整備の基本的な考え方」について

1)～5)に示された文言は2章の「現状の課題」を要約したものに過ぎないとする。従って、ここでは6)に示された四つの基本項目を整理して述べる必要がある。なお、p17の印をつけた四つの項目はそれぞれ治水、利水、環境、利用に相当するものと考えられるので、そのような表題を付した上で順序を変更して記載して欲しい。

本川関連班で考えた例を以下に示す。

環境：これまでの・・・(中略)・・・河川環境の保全・再生を図る。この場合、人はあくまで回復の手助けをするのであって、人工で造るものではない。

治水：洪水被害の頻度のみならず・・・(中略)・・・安全度の向上を図る。堤防については、嵩上げを考えるのではなく、丈夫な堤防を目指す。

利水：水需要予測の・・・(中略)・・・見直す。また、水需要の・・・(中略)・・・関係自治体と連携する。

利用：河川の利用については、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を基本とし、利用者の理解を得ながら「河川環境を損なう利用の是正」を図る。

「4.2.1 河川形状」について

7行目の『縦断方向において、堤防の緩傾斜化や高水敷から水辺への』について『水辺』の後ろに(水中を含む)を挿入する。

10行目の『縦断方向において、生物の・・・(中略)・・・施設管理者に対して指導する』を次のように訂正する。

「縦断方向において、生物の遡上や降下が可能にできるよう、既設の河川横断工作物の改良を検討する。その際、小規模な改築により改良が可能な箇所は早急を実施し、新築や改築にあたってはその構造を検討するとともに、許可工作物については、施設管理者に対して指導する。

「4.8.1 淀川河川公園」について

「本整備計画との整合を図りつつ、淀川河川公園基本計画の見直しを行う。」と書かれている。1975年の策定当時良好な自然環境が維持されていた左岸5ヶ所、右岸4ヶ所が自然地区と指定され、河川改修の進展に伴って予想される水位変化等に対する対策が考えられた。野草地区と指定されたところは、施設地区利用による悪影響に対しての緩衝機能を持たせ自然地区の保全に寄与する地区であった。つまり、当時維持されていた自然環境を保全することを優先した計画であったと考える。しかし、1979年基本計画が改訂されて以来、河床低下・水位低下などの環境変化もあって、高水敷の利用形態に変化が見られるようになった。従って、見直しに当たっては1)から7)に示された見直し項目のうち2)の自然環境の保全と再生・復元に集中すべきである。

なお、淀川河川公園は「自然公園」の位置づけの下に見直されねばならない。

「5.2.1 河川形状(2)-1)」について

『新たに魚道の設置を実施する』とあるが、魚道が横断構造物を造る際に義務づけられた所謂「資源保護法」に基づいたものに過ぎないことを念頭において検討されたい。魚類等のことを真に考慮した魚道であって欲しいのである。

「5.2.3 水量(1)-1)」について

『淀川大堰下流の汽水域の生物に配慮した放流量やアユ等の遡上を促す放流量及び有効な堰の操作方式等について検討する』の『アユ等』を「アユ及びその他の魚類等の」に訂正する。

「5.4 利水(3)」および「5.7.2 各ダム調査検討内容(1)」について

<日吉ダムおよび大戸川ダムについて>

利水容量の振替は、関係河川の住民感情からしてもほとんど受け入れられるものではない。技術的にもほとんど不可能であろう。技術的には今本委員の論拠によるべきである。取り下げるべきであろう。河川管理者の社会的権威の失墜にもなりかねない。このような既設ダムの目的変更と計画中のダムへの振替は今後一切しないことをキチンと訂正しなければならない。

(これまでの計画と違って、これらの審議経過は全てガラス張りの中で行われていることを忘れてはならない)

「5.5.1 水面」について

1) 水上オートバイの利用規制(文言の訂正)

淀川本川では、当面、・・・(中略)・・・調査を継続する。

しかし、将来的には・・・(中略)・・・下流域の生物の生息・生育環境への影響を踏まえ、水上オートバイの利用は絶対禁止とする。

(文言に対する意見)

下流域の生物の生息・生育環境への影響を踏まえれば、上水の取水口がないからと言って淀川大堰下流へ移設するのはナンセンスとしか言えない。

「5.5.2 河川敷(1)-1)ゴルフ場、公園等占用施設」について

『河川保全利用委員会(仮称)』という名称は「保全」と「利用」がこの場合、互いに矛盾する概念を並べているという違和感を感じる。4.5.2に縮小を謳っている以上これは「河川保全委員会」とすべきである。

5. 「3.宇治川、瀬田川、天ヶ瀬ダム、大戸川ダムに関連する事業」に関して委員から出された意見

田中真澄委員

琵琶湖の水位問題

湖の水位上下の現象は湖面での降雨量と湖に流入する 19 の河川の流入量によるものと思いますが、その河川には 12 の既設ダムがあります。合計の総貯水量はほぼ 7860.2 万トン 内 4961 万トンが利水容量であります。この容量から考えれば利水振替のダム操作が可能ではないでしょうか。大戸川ダムに振替機能を求めなくても流入河川の操作で補えないでしょうか。折角にもダムがあるのですから活用すべきと思います。

大戸川ダム

目的：治水

ダム地点洪水流量 1250 m³/s の根拠が分りません。

上水

大阪府 3,456 万 m³/日 (0.4 m³/s)

京都府 0.864 万 m³/日 (0.1 m³/s)

大津市 0.100 万 m³/日 (0.0116 m³/s)

発電

既存の関電 2 発電所を統合し、最大出力 3,000kw の発電を行う。この計画が変更されたのであればその理由と経緯を説明すべきと思います。目的が少なくなれば建設理由がなくなります。

日吉ダムと大戸川ダム

保津峡狭窄部上流の浸水対策のために日吉ダムの治水容量を多くする。そのために少ない利水を大戸川ダムに求めるという計画であるが、将来京都府が開削事業を計画し、上流部の浸水被害が解消されたら日吉ダムでの治水容量は規定通りになり、従って大戸川ダムの利水振替は無用になる。その様な将来への整備を考えれば人々に疑問を抱かせることになる。新設ダムの目的理由に、他のダムとの振替操作を主にすることはますます川をコントロールすることになり、提言の理念に反すると思われる。

抵抗感を禁じ得ない。やや非論理的な表現で、説得性にかける。

狭窄部の開削は、全部拒否するという理屈もないのでは？「下流部の治水安全度」に問題がなければ、景観や自然環境が問題になるが、トンネルなどでは影響は少ない？

300 トンが大戸川は、ダム以外には考えられない水量ですか？

大戸川ダム（3 頁の下の方）

「洪水時の堆砂により上流部で新たな洪水災害が発生する可能性もある」：説明されないとプロセスが不明である。ダム上端の過剰堆砂ならば、除去で対応できるのではないか？

木杭利用は、コアとしての利用を明示してください。